九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論　第二部』（邦訳）（四）

直江, 眞一
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/17958

出版情報：法政研究. 77 (1), pp.209-245, 2010-07-29. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

資料

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論　第二部』（邦訳）（四）

直江眞一訳

第三三章　相続権は最初いかにして生じたか。

しかし、今や我々にとって問題になっているのは相続権と継承権であるので、そのような権利がいかなるものであるのかを自然法の準則によってのみならず、神の書(Divinae Scripturae)によって探求するのが[1]有益と思われる。我々は、相続財産が祖父から孫へと直接継承されうるかどうかを、神の書によって、より明確に理解することができるからである。

そしてもし私が間違っていなければ、人間の堕罪以前、自然法はそのような権利を決して人間に明示することがなかった。すなわち、最初の両親が無垢な状態であった限り、所有物の相続権は彼らには知られていなかった。何故なら、その時彼らはあらゆるものを共通に所有していたからであり、相続されうる所有権を全く知らなかったからである。しかし、次いで彼らが無垢な状態を取り去った後、直ちに主によって人類に対して「お前は顔に汗を流してパンを得る」と言われたが、[2]この言葉において、人間が自ら汗を流して獲得することのできた物に対する所有権が人間に与えられたのである。このことは、先の書物において、より十分教えられていることである。[3]人間が汗を流して手にしたパンは彼のものであり、また誰であれ自らの顔に汗を流すことなしにパンを食べることはできないのであるから、人間はすべて、他人がその汗によって獲得したパンを汗を流すことなく食べることを禁じられている。それ故、獲得されたパンの所有権は汗を流した者にだけ生じたのであり、他の者は皆それを共にすることが許されなかったのである。

このようにして、継承されうる物の所有権が最初に生まれた。我々の先人達は、我々がパンの名の下に人間が飲食するもののみならず人間を養うあらゆるものを、また汗という語によって人間のあらゆる労働を理解しなければならないということを教えた。このようにして獲得された所有権は、獲得者の肉体を弱めた汗の対価として生じたが故に、自然法の理性は所有権をそれを獲得した者に結び付けた。

獲得された所有権が、その者の完全さが失われたという損失を補償するごとくにである。かくして、人間の完全さが失われた場所に所有権が入り込み、偶有的属性（accidens）のごとくに汗を流す者に結合し、それによって以後は所有権自体がその者の血の一部となるのである。

他方、所有権は人間にとって本質的な偶有的属性（accidens naturale）ではない。そうではなく、それは自然法の準則によって人間に生じ、〔後から〕本質的な偶有的属性のごとくに人間に結び付けられたものである。それは、自然が最初に造られたような自然法の紐帯によってではない。そうではなく、自然自体が人間の功罪の求めに応じて、かつて有していた自由と力を欠いた状態で存在するごとくにである。

したがって、このような所有者から息子が継承する場合に、このようにして獲得された彼の家産に対する一定の権利もまた、その息子に対して、あたかも父親の血の一部に対して、したがってまた彼の汗に関与した者に対するごとくに、父親の存命中密かに継承される。そして、実を生ずる前の花が実ではなく後に生ずる実の予兆であるのと同じように、父の存命中に息子に〔ひそかに〕継承されるそのような権利は父親の家産に対する所有権ではなく、継承される所有権の印なのである。それによって、父親が死んだならば、実が花に続くように、彼の全家産が先の権利に続いて、現実に継承されて息子の中に入る。しかし、父親の存命中は、父親が自らの行いによって家産を自らのものとしたのであるから、彼自らの行為によるのでなければ、その家産は彼から取り上げられることはなく、また相続権によって息子に継承されることもない。

このようにして、アブラハムが買った土地がその息子イサクに継承され、イサクからその息子ヤコブに継承された。また弟を殺害したカインが建てた国を、カインの息子達は、最悪の人物であったにもかかわらず、自然法の準則にしたがって所有した。このことについては前述の通りである。(4)

かくして我々は今や相続権、継承権の源泉を見出したことになる。そこからさらに我々は、継承されうる所有権が最初いかにして生じたかということ、また所有権がいかにして人間に結び付けられたかということ、そして最後に所有権がいかにして相続権によって人間から人間へと継承され、相続人に伝えられたかということも理解する。

しかし他方、以上のことはあらゆる所有権にあてはめられるべきではなく、人間の本性がそうであるように、永続的な不動産および土地に対する所有権にのみあてはめられ

るべきである。他方、永続的でない動産および人的なものは、汗〔を流すこと〕によって獲得されるといえども、必ずしも常に相続人に帰属するわけではなく、しばしば遺言執行人（executor）、信託受遺者（fidei commissarius）、受遺者（legatarius）、教会裁治権者（ordinarius）[5]に帰属する。また時には、地方毎の様々な慣習法にしたがって異なる仕方で遺産分配されるべく〔後に残された〕妻と息子達に帰属し、彼らの間で分割されるのである。

（1）ランベス写本では proscrutemur であるが、著作集版にしたがって perscrutemur と読んでおく。
（2）『創世記』三、一九。
（3）第一部第二〇章、参照。
（4）第一部第九章、参照。
（5）編者は、この語について以下のような註を付けている。「ローマ法においては『オルディナリウス』とは代理としてではなく、自らの権限において事件を管轄するあらゆる裁判官を意味する。しかし、コモン・ロー上は教会事件において正規の、すなわち免属された、あるいは直接の裁判管轄権を有する者に使われる。クックの『註釈リトゥルトン』〔一六二八年版〕三四四頁〔第三巻第二章第六四八節〕、参照。これは、大司教と司教のみならず、裁治権を有している司教のあらゆる代理人と役人に適用される。それはさらに、無遺言で死亡した者の土地を管理する教会の役人にも適用される。本文で用いられているのは、その意味においてである。ウェストミンスター第二制定法（エドワード一世治世第一三年〔一二八五年〕法律第一九号）によって、以下のように定められた。『誰かが他人に債務を負った状態で無遺言のまま死亡した後、その者の財産は教会裁治権者に帰属し、彼によって処分されるのであるが、今後、教会裁治権者は死亡した者の財産の及ぶ範囲で当該債務について答弁すべく義務付けられなければならない。仮に死亡した者が遺言を残していたとしたならば、その者の遺言執行人が答弁すべく義務付けられたのと同じやり方で』。本制定法は、教会裁治権者が債務を弁済した後に残余財産についていかにすべきかを規定してはいないが、教会裁治権者は地方の慣習法にしたがって寡婦と子供達の間で遺産分配すべきであると、フォーテスキューは暗黙の内に意味しているように思われる。しかし、よく知られているように、聖職者達はフォーテスキューの時代以前にすらこの義務を無視して、無遺言で死亡した者の財産のかなりの部分を『敬虔な利用』（pius usus）のために充てるのが普通であった。このような濫用を正すため、また遺産分配の統一的なシステムを確立するため、遺産分配法（Statute of Distributions）すなわち、チャールズ二世治世第二二―二三年（一六七〇―一六七一年）法律第一〇号が制定された。こ

れは人的財産（effects）の遺産分配に関する限り今なお有効である。しかし、遺産管理状（letter of administration）を発行する権限は『教会裁治権者』から検認裁判所（Court of Probate）に移行させられた」（*The Works*, p. 369）。

第三四章　ここでは王の弟が、継承（descensus）とは何であるか、また継承の進展はどのようなものであるかを示す。

今や我々がその源泉において味わった継承権が全体として明らかになるように、さらに継承権を源泉から流れる川の中で――そこにおいて継承権は一層はっきりとする――見ることが必要となるように思われる。それを進めていくためには、最初に次のように考えるのが適切である。すなわち、ある階段が地上から天に向けて立てられており、階段の段はあらゆる物事の原因である。また階段の両端は正義と真理であり、この段はそれらの間に置かれて、この上なくしっかりと固められている。あらゆるものはこの階段を進むのであり、自然法の導きによって上に上ったり、下に下ったりする、と。

哲学者達は、この階段を通って、下等な被造物から第一原因、すなわち神に至るまで上った。またアダムのすべての息子達は、この階段を通って、今揺り籠で泣いている赤ん坊に至るまで下っていく。福音書作家ルカは、超自然的光によって導かれてではあるが、この階段を通ってキリストから神の下にいたアダムまで上っている。[1] さらに同じように、マタイはアブラハムからキリストの母マリアの夫であるヨセフまで下っている。[2]

この階段は自然の王道であり、もし誰かが上あるいは下に歩いていて、この階段からはずれたならば、自然法の軌道からはずれたことになり、その者はその時迷い、崖に行ってしまい、道ではなく道なき道を彷徨うことになる。族長でありかつ預言者であったヤコブは、この階段が地に向かって伸びているのを見て、次のように言った。「まことに主がこの場所におられる〔のに、わたしは知らなかった〕」。〔そして、恐れおののいて言った〕。「〔ここは、なんと畏れ多い場所だろう。〕これはまさしく神の家である。そうだ、ここは天の門だ」、と。[3] この階段について、『創世記』第二八章には次のように書かれている。「ヤコブは夢を見た。先端が天まで達する階段が地に向かって伸びてお

り、しかも、神の御使いたちがそれを上ったり下ったりしていた。見よ、主が傍らに立って」おられた、と。[4]

確かに、もし天の霊達がこの階段を通って上ったり下ったりするならば、地上のものは何であれこの階段を通って上ったり下ったりするということが必要になるように思われる。と言うのも、地上のものは、自らの荷の重さを背負わされているので、とりわけ階段の傍らに立っている神の下に急ぎ上っていく時はいつでも天の霊以上に段を必要とするからである。しかも、地上のものは恩寵によって導かれるのでなければそのようにすることができない。

そして、上っていくことが上に行くことであるように、下っていくことが下に行くことであることは疑いの余地がない。したがって我々は、継承〔下に行くこと〕を諸原因からなる段における上からの歩みと描写することができる。[5]それ故、もし何かがこの階段を一段々々下るのではなく、真逆さまに底まで落下するならば、その落下は継承〔下に行くこと〕ではなく、転落（casus）であり墜落（ruina）であって、それは死の予兆であり、生を暗示するものではない。何故なら、転落は自然法の導きを捨て去り、したがって堕落につながり、存在しないことへと突進することだからである。自然法の指導を拒むすべてのものはそのようになる。実際、自然は何事も突然に行うことはなく、一段々々徐々に継続的に行うものである。何故なら、聖アウグスティヌスが述べているように、突然また即座に行うことができるのは神のみだからである。[6]

かくして、もし我々が争っている王国が自然法の導きによって祖父から孫へと継承された〔下った〕とするならば、この階段を下るように一段ずつ孫のところまで下っていかなければならない。自然は、下っていくすべてのものがこのようにして下ることを定めたからである。すべてのものはこの階段を通って進まなければならず、上述の階段のどの段も抜かされたり、飛ばされたりすることはできない。そうすることなく、より下位のものへ向けて急ぐことは[7]転落となるのであって、継承〔下に行くこと〕にも自然法によって導かれることにもならない。自然法はあらゆるものを、その歩みである継続的な諸原因によって徐々に方向付けるからである。そして、あらゆる転落は自然の指導を欠く限り欠陥があるが故に、あらゆる転落は過ちであり罪でもあって、自然の秩序違反である。

（1）『ルカによる福音書』三、二三―三八。

（2）『マタイによる福音書』一、一―一六。

（3）『創世記』二八、一六―一七。
（4）同二八、一二―一三。
（5）ランベス写本では describire であるが、誤記であろう。著作集版同様 describere と読んでおく。
（6）出典不明。
（7）著作集版の acceleratio は誤植であろう。ランベス写本では acceleratio である。

第三五章　ここでは王の弟が、継承の諸々の段は何であるかを示す。

しかし、物事の諸原因が自然の階段において上ったり下ったりする段であるということが示されたので、次にそのような諸原因とは何であるかを探求するのが適切である。そうすれば我々は相続財産の継承において最初の段が何であるか、第二の段が何であるか、そしてより遠い段が何であるかを同時に認識することができるであろう。

質料因（causae materiales）あるいは形相因（causae formales）は上ったり下ったりすることが可能となる段を創り出すのではない。そうではなく、それらはこのような段が固められ区別される質料と実体を整える〔だけである〕。動力因（causae efficientes）と目的因（causae finales）のみがそれを通って上下に[1]移動する段を構成する。

レオナルドゥス・アレテーヌスは、『道徳原理入門』（*Ysogogico Moratis Discipline*）において、行為の数だけ目的が存在すると述べている。[2]また彼は、そのために何かが行われるものをすべて目的と呼んでいる。したがって、誰かが家を建てる場合には、その家が彼の行為の目的である。それ故、建てる者が動力因であり、家が目的因である。誰かが思考することのできるあらゆる行為において同じようになされる。

他方、人間の意図だけが自らに二つの目的を設定する。すなわち、間近な目的と遠い目的である。例えば、誰かが住むために家を建てようと欲する。見よ、これが最初の目的である。彼が家に住むことを欲するのは、気候および敵の災いを避けるためである。見よ、これが彼の意図の遠い目的である。それはまた、彼の意識において最初の目的でもあった。同じように、あらゆる正しき者も不正な者も善き人であろうと欲する。それ故、善があらゆる人間の意図の最初の目的である。他方、この目的に向かっていくつか

の中間に位置する行為が存在する。それらは、今我々が論じているような固有の目的をそれぞれもっている。しかし誰でも、善き人であることを望むのは、祝福された状態になりうるためである。したがって、祝福された状態になりうることが人間のあらゆる意図の最終的な目的である。最初の目的は徳の働きによって到達される。しかし、第二の目的は、その達成が超自然的であるが故に、上っていく者が恩寵によって導かれるのでなければ、この階段を上って到達されるものではない。それ故、職人は家が建築される時その行為を終えた。しかし、建築するために彼を雇った者は、その家に住むまでその意図を達成することがなかった。

しかし、我々の関心は今や意図の推移についてではなく、行為と物の段についてだけであるので、我々はこの段における上下の移動の性質に立ち戻らねばならず、それ故次のように話を進める。人間の行為における動力因と目的因は、それらの間になんら介在するものが存在しないという程に連続的に結び付けられている。すなわち、建築する者が家の原因となるように、まだ作られていない家は彼が建築する原因となっていたのである。それ故、それらの原因は一つの原因が他の原因からいかなる媒介によっても離れることはないという程に鎖で繋がれ、結合されている。したがって、下るものはすべて、いかなる媒介によっても妨げられることなく、原因を生ぜしめる原因（causans causa）〔動力因〕から原因を生ぜしめられた原因（causata causa）〔目的因〕へと連続的に進むことができる。これら動力因と目的因は段を構成するのみならず、前述の階段において上下の移動がなされる段である。これら〔二つの〕原因のうち動力因は最初の段であり、目的因は二番目の段なのである。そして、この目的因は次に続く原因の、したがってまた次に続く段の動力因である。また、この続く段自体すぐ後に続く段の動力因である。

そこで、父は息子の動力因であり、息子は子をうむ父の行為の目的因となる。また、この息子自身その子供の動力因であり、この子供は子をうむ息子の行為の目的因である。この子供は前述の最初の子を生じている者〔父〕の孫でもあり、自然の階段において三番目の段を占めている。この階段において自然は下るすべてのものを一歩一歩慎重に連続的に行うので、祖父の種子が彼に最も近い段としての息子へと、また息子から彼に最も近い段としての孫へと下るのであって、決して祖父から孫へと直接下ることはない。それと同じように、自然法がある偶有性――それによって

相続財産は彼と彼の血族に常に付いてまわる――として祖父に結び付けた祖父の相続財産は、祖父から直接孫へ下るのではない。そうではなく、最初祖父から息子へ下り、次いで息子から孫へと下るのである。何故なら、下るものは何であれいかなる段も無視したり飛び越えたりすることはできないからである。前述のごとく自然は常に連続的に行うからである。(3)

このような仕方で、力強い男が徐々に弱って老人となり、また幼児が大きくなって強くなる。活動するすべてのものは、このような歩みによって成長し、また衰える。このようにして夏が冬に変わり、また冬が夏に向かう。このようにして天が地の周りをまわり、このような経過によって斥けた昼間を同じ経過によって取り戻す。今、巨蟹宮で輝いている太陽は磨羯宮に突然沈むわけではない。また、その連続的経過によって一か月獅子宮にいるまでは、獅子宮を飛び越えて処女宮へ行くわけでもない。(4)自然はこのような継続的経過によって地上を支配するが故に。

したがって、相続財産の継承はこのような推移の法を決して避けることはできないであろう。かくして、我々が争っている王国がこのような経過によって祖父から孫へと継承されえない以上、とりわけ孫の親が存命であり、また祖父の娘がそれを獲得することを自然が禁止し、したがってそれが祖父の娘から息子へと継承されえない以上、次のことが帰結する。すなわちそれは、祖父が他の直系卑属を有していない場合には、政治権力に基づく政体(policia)の準則にしたがって臣民がそうするのが常であるように、王がいかなる相続人ももつことなく死ぬ毎に、その王国の臣民は新しい王を選ぶようにしなければならないということである。

(1)　著作集版の sursum deorsumve は、ランベス写本では sursum rusumve である。

(2)　著作集版では Aretinus となっているが、ランベス写本では Aretenus である。フィレンツェのギリシア学者レオナルド・ブルーニ・アレティーノ（レオナルド・ブルーノ・アレッツォ）（一三八九―一四四四年）については、『インクランド法の礼賛について』第四章註（一）（一）四五頁）を参照。編者は彼について以下のような註を付けている。「彼はエマヌエル・クリュソロラス（Emanuel Chrysoloras）（一三五三頃―一四一五年）からギリシア語を学んだ。エマヌエルが一三九五年にギリシア語の公的教師としてフィレンツェにやって来たことは、ハラムの言によれば、『イタリアにおけるギリシア文学復活の真の画期』

であった。エマヌエルは、教皇イノケンチウス七世以降の教皇秘書を務め、その後生涯の後半を過ごしたフィレンツェ共和国の秘書を務めた。『コジモ・メディチの宮殿で寵愛された一群の学者達の中で、レオナルド・アレティーノは最長老で最も秀でた人物の一人であった。彼は一四四四年に高齢で死去し、サン・クローチェ教会に眠る六人の輝ける死者の一人である』。ハラムは、マダム・デ・スタル(Madame de Stael)〔フランスの作家、一七六六―一八一七年〕が〔一八〇七年の著作〕『コリン』(*Corinne*)の中で不幸にもこの著名な学者をピエトロ・アレティーノ〔イタリアの諷刺家、一四九二―一五五六年〕と混同したという逸話も付け加えている。彼の多数ある著作の中には、〔六世紀ビザンツの歴史家〕プロコピウス(Procopius)による『ゴート戦争について』(*De Bello Gothico*)、『当代記』(*De Temporalibus Suis*)、『ポエニ戦争について』(*De Bello Punico*)、プルタルコスの翻訳、アリストテレスの『政治学』と『経済学』の翻訳等がある。また、『倫理学』の註釈書が『アリストテレスの道徳書入門』(*In Libros Morales Aristotelis Isaggicum*)の名の下に一四八三年にウェストファリアのヨハネスによって印刷に付されている。ここでフォーテスキューによって〔『道徳原理入門』として〕引用されているのが、これである。ヨハネスによる印刷の数年前、著者〔レオナルド・アレティーノ〕の死から二〇数年後である(Hallam, *Introduction to the Literature of Europe*, Part I, chaper II, 6〔5th ed., 1855, pp. 90-91〕)。彼はまた『倫理学』を翻訳し、これは一四七九年にコーセリス(Corsellis)によってオクスフォードで印刷されている。これはオクスフォード・プレスから出版された二冊目の本である。ワット(Watt)のカタログでは註釈書とされているが、誤りである」(*The Works*, pp.369-370)。

(3)　前章、参照。

(4)　本書における天体観については、第一部第四三章、参照。

第三六章　間断なく続く原因を通して第一原因に従属しないようなものは存在しない。

さらに、存在するあらゆるものはその存在の原因を有しており、この原因は他の〔第二の〕原因を有していたのであり、この後者の〔第二の〕原因はそれを生み出した第三の原因を有していた。このようにしてまた、第三の原因から他の原因を通して間断なく第一原因、すなわち神まで上っていくことになる。したがって、間断なく続く原因に

よって神に関係付けられないようなものは存在しない。それ故にまた、これらの諸原因は個々の被造物をその創造主に結び付け、創造主に従属させ、また存在させる、ある種の鎖である。アリストテレスは、『形而上学』第一一巻において、「天と自然全体は第一原理に依存している」と言っている。[1]

これらの原因は、理性が駆け巡って疑わしい問題について真理を明らかにする準則であり、指標である。これらの原因は人間の判決を形成し、誤りを正す。これらの原因は人間が悪を避け、善を追求することを教える。またこれらの原因は、信に次いで、あらゆる善き人々を教導する至上の正しい規範である。被造物のみならず正しい行為はすべて、これらの原因に依拠している。恥ずべきことはこれらの鎖に結び付けられることがなく、また不正なことがこれらの鎖に組み合わされることもない。これらの鎖が繋ぐあらゆるものはこの上なく正しい。これらの鎖に依拠しないものは何であれ神に由来するものではない。

これらは、ホメロスが言うところの黄金の鎖であり、[2]マクロビウスもまた『スキピオの夢』に関して同じことを言っている。すなわち、「一層よく観察する者には、最高の神からもろもろの物の中で最低の滓にいたるまで、相互の鎖によって自らを結び付けどこでも中断されることのない、ある結合が見出される。これがホメロスの言う黄金の鎖であり、これが天から地上にぶらさがるように神が命じたとホメロスは言っている」とマクロビウスは書いている。[3]

我々がその王国について論じている国王も、また王国も、さらには国王の他のあらゆる所有物も、このような鎖によって神からぶらさがったのである。今〔王国を〕請求している娘はそのような国王から下るのであり、またそのような国王の全相続財産が、その王国だけを例外として、娘に下る。そして、これまた現在〔王国を〕請求している孫がそのような娘から下るのであり、また母の死後母の全相続財産が彼に下る。同様にまた、継続する、この上なく正しい原因、すなわち第一原因から間断なく生ずる原因を通して、そのような孫から、その直系卑属に向けて下降が生ずるのである。

しかし、物質的な鎖において、もし一つの鉤あるいは繋ぎ目が取り去られるならば、取り去られた鉤あるいは繋ぎ目によって下に向かってぶら下がっていた、[4]その鎖のそこより下のすべての部分は、傷つけられることなく持ち堪えている、鎖の残りの部分から離されて、直ちに地面に崩れ落ちることになる。それと同じように、我々が示している

比喩的な鎖においてもまた、一つの鉤あるいは繋ぎ目、すなわち国王に直接結び付けられていた国王の娘を自然法が切り離し、彼女はその王国を手にすることができないと判断した以上、彼女から下に向かってぶら下がっていた、そのような鎖の残りすべて、すなわち前述の孫と彼の直系卑属全体は、そのような鎖の残りの傷つけられない部分から切り離されて、落ちたのである。それ故、孫自身も将来生ずるであろう孫の子孫も、このように断たれた鎖を介して前述の王国に結び付けられることは今やできない。

さらに、被造物を創造主からぶらさげる鎖の個々の原因は、いかなる媒介も許すことのない父親と息子のように、関係的（relativus）なものである。したがって、この鎖においては、直接の結果を欠く原因もなければ、直接の原因を欠く結果も存在しない。さらに、すべてのものは高い所からぶらさがっているので、それをぶらさげている媒介が切り離されると、直ちに底に落ちていく。

かくして、王の娘とその子はこのような法を免れることはできないであろう。それどころか、王の娘と子を死去した王からぶら下げていたように見えた線が自然法の剣によって断ち切られた以上、王の娘と子は共に地に落ち、前述の王国から離れた所に締め出されるのである。[5] また、上で示されたように、間断なく続く原因によって神に関係付けられないものは存在せず、また神に結び付けられて神に依存し存在を与えられることのないものは存在しないのであるから、前述の孫がその祖父の王国に関して主張し、自らの権利であると言う権原は、先ほど証明されたように、間断なく続く原因によって神に関係付けられておらず、したがってその権原は神に鎖で繋がれることなく神に依存していないからには、上述の所から次のことが証明されたことになる。すなわち、そのような権原は何物でもなく、したがって事物の本性（natura rerum）にしたがっておらず、権利と呼ばれるに値しないということである。

同様に、創造されたすべての真理、すべての正しきこと、すべての善きことは、このような鎖によって最高の真理、最高の正義、そして最高の善、すなわち神に依存しており、神にしっかりと鎖で繋がれているのであるから、孫が自らの権利でもあると言っている権原がこのような鎖によって最高の真理、最高の正義、そして最高の善からぶらさがっていない以上、その権原は真でもなければ、正しくもなく、また善でもないのである。

以上から、前述の王国がこのような権原によって所有されることは不正であり、かつ罪であるということもまた帰

結する。前述の鎖の結合を逃れるのは不正と罪のみであるが故に。

（1）出典不明。編者は、出典を（文字通りではないものの）『形而上学』第一一巻第四章および第五章としているが（*The Works*, p.351）、該当箇所にはそのような一文は存在しない。

（2）『イーリアス』第一五書一八―二〇（呉茂一訳、岩波文庫版（中）、一九五六年、三一五頁）。

（3）文法学者アンブロシウス・テオドシウス・マクロビウス（Ambrosius Theodosius Macrobius）によるキケロの作品『国家について』第六巻に対する註釈書『スキピオの夢註解』第一巻第一四章第一五節（J.Willis (ed.), *Ambrosii Theodosii Macrobii Commentarii in Somnium Scipionis*, editio stereotypa, ed. 2, 1970, p.58）。著作集版では、「ある結合が見出される」までがマクロビウスからの引用とされているが、その直後の文章もマクロビウスのものである。なお、編者は、マクロビウスについて次のような註をつけている。「彼の生涯に関しては、〔ローマ皇帝〕ホノリウスとテオドシウスの時代である五世紀初頭に活躍したということと、おそらくギリシア人であったということ以外には、確実なことは言えない。彼の作品としては、文法学に関する『ギリシア語とラテン語の相違および親近性について』（*De Differentiis et Societatibus Graeci Latinique Verbi*）、文芸批評と古代に関する一連の興味深い貴重な論考である『サトゥルナリア』（*Saturnaliorum Conviviorum Libri VII*）、中世を通して大いに賞賛され、かつ学ばれた『スキピオの夢註解』がある」（*The Works*, p.370）。

（4）著作集版の pedebat は誤植であろう。ランベス写本では pendebat である。

（5）著作集版の corruerent は、ランベス写本では corruerunt である。

第三七章　王の娘は、王の王国が孫に継承される原因あるいは媒介ではありえない。

また、死去した王はその孫の原因であったとしても、他方彼は媒介なしにその孫を生み出したのではない。その媒介は王と孫のいずれもが直接触れることがない程に王が孫から離れるようにしている。と言うのも、媒介を通して結び付けられるものは媒介に触れるだけであり、媒介を通して離れることを余儀なくされ、そのようにして結び付けられるものに直接結合されることはないからである。

したがって、鎖の繋ぎ目の間には異質な（alienus）媒介が存在しえない以上、このように離れた原因は鎖を作り出すことはできない。「異質な」と私が言うのは、何であれ、間に存在し、しかも先行するものによって原因を与えられず、かつ後続のものの原因となることがないということである。したがって、そのようなものはいかなる近接関係によっても先行するものから後続のものへと達するわけではない。そこで、いかなるものについてであれ、第一の原因と第三の原因の間には常に他の原因が中間に存在するのであるが、他方その中間的原因は何か異質なものではなく、同質的な（domesticus）もの、親近性のある（familiaris）ものである。何故なら、他ならぬ第二の原因が間に存在しないのであれば、そのような三つの原因は連続していなかったはずだからである。

それ故、父親の王国が統治するいかなる原因も娘に対して提供しない以上、娘自身統治権をその息子に与えることはできない。たとえ彼女が祖父と孫の間で自然的かつ同質的な媒介であったとしても、彼女自身そのような権利を有していないからである。祖父の血と私的な相続財産は、そのような媒介によって孫へと移されうる。他方、公的な所有物（publicum dominium）であり、娘が祖父から受取ることもできなければ、孫に移すこともできない王国に関しては、彼女は異質な無関係の（forincecus）媒介であって、いかなる親近性によっても祖父と孫自身に結び付けられることはない。

同じように、もし誰かが、一方は父方から、他方は母方から継承される二つの所有物を占有した状態で、直系卑属を残すことなく死亡するのであれば、その時この者は、それら所有物の一方を母方血族の最近親者へ、また他方を父方血族の最近親者へと移す媒介である。したがって、この死者は父からの相続財産に関しては母方の血族にとって異質の者であり、また母からの相続財産に関しては父方の血族にとって異質の者である。このようにして、一つの主体において相反する権利が存在しうるのであり、それがまた相反する仕方でその者から継承される。

同様に、死去した国王には王国の権利が存在していた。この権利は公的なものであるが故に娘には継承されえない。さらに、この国王には私的な相続財産の権利が存していた。彼の後は彼の娘がこれを継承することになる。この私的な相続財産の継承においては、彼の娘は同質的な自然的媒介である。しかし、彼女は祖父と孫の間で常に自然的媒介であるとしても、王国の継承に関しては異質である以上、彼

女は限定的な意味における媒介であるにすぎず、無条件な意味あるいは絶対的な意味における媒介ではない。

そして、今提示された事例において、異なる性格の所有権が一つの主体において存在することがありうるが故に、それらのうちのあるものは所有者の父方血族、すなわち彼の父親の側の血族に継承され、また他のものは彼の母親の側の血族に継承される。それとちょうど同じように、今死去した国王において、彼の王国と残りの所有物は同一の性格を有するのではない。すなわち、公的な所有物である王国は上で立証されたように女性によって継承されることはできず[1]、したがってそれは、国王の弟である私のように、彼の血筋の最近の男性によって継承されなければならない。

しかし、彼の残りの所有物、すなわち私的な所有物が彼の娘に継承されることを法は禁ずるものではない。私も今また、彼女がそれを所有することに反対はしない。私が請求するのは王国だけである。それは、異質な媒介なしに、この上なく真っ直ぐかつ連続した原因によって、私の兄から私に継承される。何故なら、私の兄は次のような息子、すなわち彼自身と私の間に入り、したがって王国を第一原因すなわち神に結び付ける鎖を連続することのできる息子を有していなかったからである。

かくして、真っ直ぐな連続する鎖によって私の権利は神に由来している。そして、私の姪である国王の娘は、同様の鎖によって国王の私的な所有物を所有し、それは彼女にもまた前述の第一原因から連続する原因によって下りてくるのではあるが、国王の王国がその王の孫に継承されることを可能にする媒介にはなりえない。私の兄の私的な所有物は王国が由来している鎖に共に繋がれたり、結び合わされてはおらず、また私の兄の王国は、その私的な所有物が由来している鎖にいかにしても結ばれているわけではない。

（1）　前出、第八―九章、参照。

第三八章　ここでは王の弟が、理性によって上で証明したことを例証する。

さらにイングランド王国においては、次のような法が存在している。すなわち、それは、もし誰かが重罪（felonia）あるいは反逆罪（prodicio）の故に有罪宣告されたならば、すなわちイングランド法の言葉を用いるならば私権剝奪された（attinctus）ならば、以後その者の血

はイングランド法によって汚されたものと判決を下され、その結果、たとえその者自身は王の恩顧によって死を免れるとしても、その者は以後両親の法定相続財産を継承することができず、また彼の血統に属するいかなる者も彼の法定相続財産を継承することができないというものである。

それ故、その後もし、この私権剝奪された者の生存中もしくはその死亡後に、彼の父親が、いかに大きなものであろうとも、世襲財産を占有した状態で死亡したのであれば、イングランドの国法によって、このようにして私権剝奪された者の息子は祖父の世襲財産を継承することはできない。そうではなく、このような場合においてよく知られているイングランド王国における法の一定の区別にしたがって、当該世襲財産はむしろ没収されるか、あるいは不動産復帰(eschaeta)として主たる主君(capitalis dominus)に帰することになる。

したがって、このような祖父の法定相続財産は、有罪宣告を受けた息子に継承されえないのと同様、祖父と孫の間に介在する段、すなわち件の私権剝奪された息子が存在している以上、有罪宣告を受けた息子の子である孫にもまた継承されえない。孫自身はイングランドの国法によってあらゆる法定相続財産に関して資格があるのではあるが。[1] 何故なら、下っていくものは何であれ、いかなる段も飛び越えたり、通過したりすることができないからである。

かくして、我々が争っている事例がイングランド王国において生じたのであれば、請求されている王国が孫に継承されえないということは疑いの余地がない。何故なら、その介在によって孫が王国を手に入れるべき彼の母親はいかなる権利によってもその王国を占有することができないからである。

しかし、以上のことを書いている者は、他の地方において同じ法が行われているかどうかを知らず、他方で、『民数記』第二七章に書かれていることを想起する。すなわち、ヨセフの一族であったツェロフハドの娘達が進み出て、モーセに対して次のように言った。「わたしたちの父は荒れ野で死にましたが、主に逆らって集まった仲間、あのコラの仲間に加わりませんでした。彼は自分の罪のゆえに死に、男の子はありませんでした。〔男の子がないからといって、どうして父の名がその氏族の中から削られてよいでしょうか。〕父の兄弟たちと同じように、わたしたちにも所有地をください[2]」、と。「モーセが娘たちの訴えを主の御前に持ち出すと、主はモーセに言われた。『ツェロフハドの娘たちの言い分は正しい。あなたは、必ず娘たちに、

その父の兄弟たちと同じように、嗣業としての所有地を与えねばならない。娘たちにその父の嗣業の土地を渡しなさい』」、と。[3]

この娘達の訴えによって暗黙裡に教えられるのは、もし彼女達の父親が、前述の反逆において、死罪の判決を受けていたとするならば、この反逆の関与者であって有罪とされたすべての人々が死罪の判決を受け、その結果彼等の相続人達がすべての相続財産について資格を奪われていたのと同様に、ツェロフハドの娘達もまたその父親を媒介として相続権に基いていかなるものも請求することができなかったはずであるということである。この娘達はヤコブの息子であったヨセフから下っており、ヤコブとその一族には、イサクとアブラハム同様、カナンのすべての土地が主によって約束されていたのではあるが。

『列王記　上』および『列王記　下』に書かれているように、主がイスラエルの王達の誰かを、偶像崇拝あるいはその他の恥ずべき行いによって、[4]それ以上統治する資格がないと判断し、したがって彼等を極刑で罰した毎に、彼等の息子達はその王国において彼等を決して継承することがなかった。すなわち、ヤロブアムの息子であったナダブの息子達、[5]バシャの息子であったエラの息子達、[6]さらにジムリの息子達、[7]アハブの息子であったヨラムの息子達、[8]その他きわめて多くの王の息子達がイスラエル王国から追い出されている。

かくして、彼等が、その父親達が王国にふさわしくないと判断されたが故に、その父親達の王国から排除された以上、いわんや一層、その息子達は、彼等の祖父あるいは曽祖父、すなわちそのように有罪とされ、[9]罰せられた王達の直系尊属の権利によってイスラエル王国を請求することから排除されたのである。このようにして、彼等のうちのいかなる者もその後決してイスラエル王国を所有することはなかった。

したがって、今争っている孫もまた、彼の母親が自然法の判決によって彼女の父親の王国について資格がないと判断されており、したがって彼自身その王国において母親を承継することができない以上、さらに一層強い理由でその母親を媒介としてその祖父を継承することはできないであろう。フランス王国においてもまた、娘から生まれた孫は、国王から男子相続人に与えられた所有地を祖父から継承することはなく、また前述のイングランド王国においても、上で示されたごとく、[10]娘から生まれた孫は、男子相続人に限嗣不動産権設定された土地を祖父から継承することはで

きない。

かくして、この上なく学識ある裁判官よ、理性の論証によるのみならず、この上なく明瞭な例証によってもまた、汝は、今争っている王の孫がその祖父の王国を継承することができないということを教えられるのであるから、今や彼がこれ以上汝の審理を煩わすことがないように、汝の判決によって彼を沈黙させるように。そして、私の主張するように判決を下し、私の兄の王国を私に与えるように。この王国は、王国を継ぐことのできる息子を残すことなく死去した私の兄に継承の直近の段において結び付いている私に、第一原因からこの上なく確固とした連続する原因によって鎖で繋がれているのである。

また、私は、これ程の話によって長引かされた私の議論が汝を嫌にさせていないことを望む。と言うのも、私が論じているのはこの世で最大の問題であるので、私にはその評価を穏やかな話で示すことができないからである。大きくなるものは何であれ、成長するのに少なからざる時間を要するが故に。

(1) ランベス写本も著作集版も inhabilitatus であるが、意味が通らないので、habilitatus と読んでおく。なお、ここで念頭に置かれているのは、代襲相続法のことであろう。この点については、第一部の最初に付した「はしがき」註(2)を参照。

(2) 『民数記』二七、三―四。

(3) 同二七、五―七。

(4) この部分、ランベス写本では、per ydolatria aliis ve flagiciis と書かれているが、著作集版では per ydolatriam alia ve flagicia とされている。ランベス写本の ydolatria は明らかに ydolatriam の誤記であろう。なお、編者は英訳版においてこの部分を訳出していない (*The Works*, p. 299)。

(5) ヤロブアムおよびナダブについては、『列王記　上』一一、二六以下、および一五、二五以下、参照。

(6) バシャおよびエラについては、同一五、三三以下、および一六、八以下、参照。

(7) ジムリについては、同一六、一五以下、参照。

(8) アハブについては、同一六、二九以下、ヨラムについては、『列王記　下』三、一以下、参照。

(9) 著作集版の conjunctorum は、ランベス写本では convictorum である。

(10) 前出、第一〇章、参照。

以下、当事者全員の再反論が続く(1)

王の娘の再反論

第三九章　最初の母親に対して下された判決は、彼女が自然法に基いて(2)〔男に〕服従していたのではないということを証明する。

次いで、王の娘は、彼女に対する息子と伯父によるかくも鋭い反論のために、暫くの間驚きのため沈黙していたのであるが、ついに軽く息を吸って、魂を取り戻し、裁判官に対して以下のように話しかけた。

この上なく賢明な裁判官よ、私の敵対者達が主張したあらゆることについての判断と評価があなたに知られていないことはない。何故なら、あなたの知性は人間の知性とは異なっているからである。あなたは真理からはずれているあらゆる者の策略を一瞥することによって見抜く。したがってあなたをこれ以上反論されたことについて煩わすことは軽率なことであると私は考える。格言においてもまた、「ミネルヴァを教えることはできない」と言われるのが常なのであるから。したがって、そのような反論はあなたの厳しい判断に委ねて、私は反論している者達双方〔息子と伯父〕の異論に対して、一つの文脈の下で答えるよう試みてみよう。

息子は、女が堕罪以前に男に服していたと説得している多くの人々を引き合いに出した(3)。また伯父は、女の罪によって、女に対して下された神の判決に基いて、女に対して服従が命じられたと説いた。〔確かに〕罪を犯した時点ではそうであった。〔しかし〕もし違犯の罰として女が服従を余儀なくされたのであれば、罪以前には女は服従していなかったということを、神の判決はその時明らかにしたことになる。いかなる衡平の判定者が、罪人に対して、正しい人に対して下されて然るべき罰と同じ罰を科すであろうか。そしてもし服従が罰でないとしたならば、何故に罪の故に服従が女に対して科されるのか。またもし服従が罰であるならば、いまだ罪に陥っていない女性は何故に服従を受けたのか。〔これらの点について〕理由が与えられることは不可能である。

かくして、以上のようにして、我々は上述の神の判決によって次のことをきわめて明瞭に教えられる。それはすなわち、女は罪以前には男に服従していなかったということ

である。主は、以上のようにして罪の故に女を男の支配に服従させたが故に。ここからまた、女は自然法に基いて男に服従していたということを立証しようという息子あるいは伯父のあらゆる試みは、神の判決によって無とされるのである。

（1）第一三章から第三八章における三当事者（王の娘、王の孫、王の弟）それぞれの反論を踏まえて、以下では再反論が展開される。すなわち、第三九章から第四〇章が王の娘、第四一章から第四八章が王の孫、第四九章以下が王の弟のそれである。

（2）著作集版のLegiは、ランベス写本ではLegeである。

（3）前出、第一八章以下、参照。

第四〇章　結婚した女だけが神の判決によって夫に服従させられる。

さらに、前述の神の判決は女を男の権力に服従させるのではあるが、その審理の状況は、神の判決によってすべての女ではなく、結婚した女だけが男の権力に服従させられるということを我々にはっきりと教えてくれる。何故なら、アダムとエバは一つの肉であり、使徒が語っているように男が女の頭である以上、(1)最初の母親が――自然に合致しないことであるが――僭越にもその頭を支配しようとしたからには、彼女がその僭越の過ちの故に以後夫の支配に服するようにさせられたということは正義の衡平（justitiae equitas）に合致することである。この悪行の毒は、同様の立場にある彼女の子孫全体にその罰を及ぼすことになった。

したがって、頭としての男に自らを決して服従させていない未婚の女が、自発的に自らを一旦夫に服従させた最初の母親と同じように、そのような神の判決による判定に含まれると推測することは冒瀆にあたると思われる。王の娘である私はいまだいかなる婚姻の絆によっても男に結び付けられておらず、神の判決による判定に関係させられないのであるから、エバと彼女の類（sexus）に従った者に(2)課された先の法は、私をいかなる男の権力にも服従させなかったのであり、またその帰結として、私が請求している王国の支配から私を排除するものではない。

息子と伯父は、可能であれば、私の議論の結論である以上のことに答えるべきである。と言うのも、私は、この争

いに関して、私の訴えによって[3]これ以上判定者を煩わすことを欲しないからである。

（1）『コリントの信徒への手紙　一』一一、三「ここであなたがたに知っておいてほしいのは、すべての男の頭はキリスト、女の頭は男、そしてキリストの頭は神であるということです」、参照。

（2）著作集版の sequuto は、ランベス写本では sequaci である。

（3）ランベス写本も著作集版も questubus であるが、questibus の誤記であろう。

〔王の〕孫の〔母親に対する〕再反論[1]

第四一章　ここでは息子が、その母親が最初に述べたことは彼女の伯父によって解決済みであるということを示す。

息子は、以上のことを聞いて、あたかも皮肉のような口ぶりで語り始めながら、次のように言った。自分は、私の母親のあらゆる武器がすでに使い果たされたと考えている。彼女は――彼女に対して失礼な言い方ではあるが――きわめて貧弱でつまらない武器を自分の主張の助けとして用いている。[2]すなわち、彼女が神の判決から帰結すると考えた――しかし、より正しく言うならば推測した――ことは二つある。一つは、女は神の判決の判定によって初めて男に服従させられたということ。もう一つは、神の判決は結婚した女だけを男の服従下に縛り付けたということである。

しかし、これら二つのことよりも愚かなことが想像できようか。あるいはこれら二つのことよりも真理に合致しないことが考えられようか。ただし、これらのうち最初のことは、母親がそれを手に入れる[3]以前に、彼女の伯父によって、その反論において、徹底的に無にされている。彼は、女が男に対して負っていた服従が棄てられたが故に神の判決が生じたということをこの上なく明らかな証拠によって示したからである。そこから、次のことが教えられる。すなわちそれは、神の判決によって女が男に服したのではなく、すでに男に服していた女が男の優越に抗ったことを理由として、それまでの彼女の服従は神の判決によって通常以上に彼女に対して厳しく命じられ、重いものとされたということである。しかし、それは彼女に対して新たな服従

が命じられたというのではなく、今や古い〔服従の〕性質が変えられ、その結果、最初は自由で自発的意思に基いており、女の自由意思によって統制されていたものが、今やある種必然的なものとして〔守らなかった場合に〕罰を伴うものとなり、男の自由意思によって統制されるものとなったということである。

しかし、このことが一層明らかになるために、また私の母親が二番目に推量したことが一層明らかになるために、この論争において、また先の論考[4]において整理された事柄を再度考察し、さらにそれを一層確実に早急に論じることが望まれる。

（1）本章以下第四六章までは、母親すなわち王の娘の反論に対する再反論である。

（2）著作集版の premit は、ランベス写本では promit である。

（3）著作集版の premeret は、ランベス写本では promeret である。

（4）第一部を指している。

第四二章　堕罪後の女の服従は、女の自然的服従から性質において区別されるのであって、本質によって区別されるのではない。

先の論考において、男は、女とこの世のあらゆる被造物に対する第一義務を人間の最初の状態から有していたということが示された[1]。聖トマスは『神学大全』第一部第九六問第四項において、これを支配権と呼んだ[2]。さらに聖トマスはこれに関して、『君公統治論』の第三巻において次のように書いている[3]。「もし我々が支配権について、それが助言を与え、方向付ける義務を意味するものとして語るのであれば、その支配権は自然的なものと言われうる。何故ならば、これは堕罪以前に〔も〕存在していたからである。これはまた、『神の国』第一九巻におけるアウグスティヌスの意見でもある[4]。したがって、この支配権は、人間が社会的かつ政治的動物であるという限りで人間に相応しい。何故なら、アリストテレスが『政治学』第一巻において教えているように、そのような社会を秩序立てることが必要であり、お互いに秩序立てられたものにおいては常に何かが第一人者として支配している必要があるからである[5]。ま

た、このことは秩序の理（ratio ordinis）が示している」、と。またその少し後で、「それ故、以上のような考慮にしたがえば、人間の人間に対する支配は自然的なものである。それは天使の間にも存在し、人間の最初の状態において存在していた[6]」、と。聖トマスはこのように〔述べている〕。

また聖トマスは『君公統治論』第二巻において、次のように述べている[7]。「政治権力による統治は二重の意味で王権に基く統治よりも上位に置かれているということが知られるべきである。第一に、確かにもし我々が支配権を人間本性の完全な状態――それは堕罪以前の状態と呼ばれる――に関連させるならば、そこにおいて存在していたのは王権に基く統治ではなく、政治権力による統治である。何故なら、その時点では隷属を伴うような支配権は存在せず、各人の功罪に応じて多数の人々を秩序立て、統治することにおける卓越さと服従を伴う支配権が存在していただけだからである。その結果、このようにして影響を及ぼすことあるいは影響を受けることによって、各人がその本性に適切であるような仕方で配置されたのである」、と。

このような言葉から我々が教えられるのは、次のことである。すなわちそれは、人間の堕罪以前の時代に、聖トマスが支配権と呼び、助言を与え、方向付ける義務を意味する第一の地位が存在していた[8]ということ、同様にまた、服従が存在していたということである。しかし、その時代には一人の男〔アダム〕と一人の女〔エバ〕以外には人間は存在していなかったのであるから、その女がそのような第一の地位をその時もっていなかった以上、男の方がその時その地位をもっていたということを我々は疑うことができない。

また上述において、我々と前述の伯父は同様に、次のことを示している。それは、すなわち、聖書の見解によってのみならず、この上なく明瞭な証拠によって、さらに理性の教示するところによって、女は常に自然的に男に服従していたということである。

以上すべてのことから、このような女の服従が――それがいまだ〔女によって〕拒絶される以前に――どのようなものであったかが明らかである。聖アウグスティヌスが『神の国』第一四巻において述べているように、罪を犯す以前にはパラダイスにおいて「善き意志が獲得したいと願ったところの何ものも欠けていなかったし、また、幸福に生きる人間の〔肉と〕精神とを損なうようなものは存在しなかった[9]」。したがって、パラダイスにおいて女がいまだ罪人でなかった時に服していた服従は、女が獲得したい

と願った服従なのである。また、喜びを与えないものは望まれないのであるから、当時その服従は女にとって喜ばしいものであった。

しかも、当時その服従がどれだけ喜ばしいものであったかは、上述されたところからも明らかである。と言うのも、影響を受けてあらゆる疑わしい事柄において真理を知ることよりも誰かを喜ばすことのできるものは存在しないからである。また、あらゆることにおいて他人の熱意と働きによって安全に導かれたり、あるいは何か疑わしいことによって悩まされないことよりも望ましいことは存在しないからである。さらに、人間の魂は、自らが自然に切望するものを獲得する以上に熱心に何かを欲することはないからである。熟慮する者には、上述されたことから明らかになるように、女の〔男に対する〕自然的な服従は、堕罪以前に女においてこれらすべてのことを行なっていた。

したがって、このような服従が罪に対する罰として女に命じられたと述べることは恥ずべきことである。このように悲しみをまったく知らないものは罰しようがないからである。しかし、前述の〔神の〕判決は、それが罪の故に女に対して宣告された以上、確かに女に罰をもたらした。すなわち、その判決は、女が喜んでいた服従を、既婚未婚を問わずすべての女にとってそれが必然であるとすることによって、不快なものとしたからである。自由を奪われることよりも嫌なことがあろうか。また、自らの意思を捨て、他人の意思に服することよりもうんざりすることがあろうか。さらに、かつてあれ程の楽しみを享受していた女が脅しの下で怯えることを強いられて憔悴するのは必然であった。支配者とは、あたかも脅しを与えることからそのように言われる。[10] それ故、男は女の支配者として立てられているのであるから、女を脅すことができ、したがってまた罰を科すことができるのである。

これらすべてのことを前述の判決は女において実行した。その判決は軽くはない罰を女に科した。というのも、上で挙げられた程の喜びを女から奪ったのみならず、女を同じように多くの不都合さで取り囲んだからである。

かくして、今や次のことが明らかである。それはすなわち、かつては女にとって望ましいものであり、快適なものであった〔男に対する〕服従が、神の判決によって今やこの上なく不快な状況によって覆われたということである。と言うのも、ローマ法が言うところでは、状況は人間の行為を性格付けるからである。[11] 確かに、女の服従は神の判決の判定によってこの上なく不快で煩わしい性質によって性

格付けられた。この判決は、力と栄誉において男の威厳を高めた。しかし、それは女の服従を以前よりも強く従順において固めるものであった。この判決は女の服従にある性質を付加した。しかし、女の服従のそれまでの本質から何も取り去ることはなかった。古い服従を確認したが、全く新しい服従を女に課したのではない。

（1）第一部第三四章、参照。

（2）山田晶訳『神学大全』第七巻、一三五―六頁、参照。ランベス写本では「第二部の第一部」(Prima Secunde) となっているが、著作集版にしたがって「神学大全の第一部」(Prima Summe) と読んでおく。『神学大全』の当該箇所は本書第一部第三四章においても言及されている。なお、同所に付した註(3)の「該当箇所（稲垣良典訳『神学大全』一三巻、創文社、一九七七年、一一四―一一七頁）には、引用されているような記述は見当たらない」（本誌第六八巻第三号、一〇九頁）を次のように訂正する。「山田晶訳『神学大全』第七巻、創文社、一九六五年、一三三―六頁、参照。なお、ランベス写本も著作集版も『第二部の第一部』(Prima Secunde) としているが、『神学大全の第一部』(Prima Summe) の誤りである」。

（3）『君公統治論』第三巻第九章 (Blythe, *op.cit.*, p.172)。

（4）『神の国』第一九巻第一四―一五章（岩波文庫版（五）、七一頁以下）、参照。

（5）第一部第三四章註(5)、参照。

（6）『君公統治論』第三巻第九章 (Blythe, *op.cit.*, p.172)。

（7）同書第二巻第九章 (Blythe, *op.cit.*, p.124)。第一部第二二章も参照。

（8）ランベス写本では fuerunt prelatia quod、著作集版では fuerat prelatia quod となっているが、いずれも誤りと思われる。fuerat prelatia quam と読んでおく。

（9）『神の国』第一四巻第一〇章（岩波文庫版（三）、三〇四―五頁）。

（10）第一部第二八章註(5)、参照。

（11）出典不明。

第四三章　女は、既婚のみならず未婚であっても、常に男に服従させられる。

母が主張した第二のことは、〔母が主張した〕第一のことと同程度に反論されるに値する。と言うのは、母は、前述の〔神の〕判決は既婚の女だけを男に服従させたと述べたからである。しかし、そのような見解以上に理性の命じるところから遠く離れるものがあろうか。

我々は、女の性が人類の最初の段階において男の性に服従するように形作られたということを示さなかったであろうか。したがって、最初の女が厚かましくも男を導こうとした時、彼女は普遍的秩序における自分の地位を自ら踏み外したために、前述の〔神の〕判決によって決定された罰を受けるに値したのである。だとすると、何故婚姻が罪を犯し、その結果として、婚姻はそれに関わる者を通常以上に重く荷を背負わせるということになるのか。婚姻が罪を犯したのではなく、違犯したのは女の性であった。したがって、同一の罰が今や正当にも既婚者と未婚者を区別することなく科されたのである。何故なら、罪は過ちを犯した性〔女〕の罪悪から生じたのであって、婚姻の秘蹟から生じたのではないからである。

たとえ最初に罪を犯した女が既婚者ではなかったとしても、彼女の独身の生活が、僭越の罪からも、その罪の故に彼女が当然の報いとして受けた罰からも、彼女を守ることはなかった。それ故、すべての女の性が罪を償うのではあるが、婚姻の秩序がその罪によって汚されるということはない。何故なら、罰は常に違犯者についてまわるのであって、違犯していない者を罰することはないからである。したがって、最初の両親の犯罪から自由である婚姻は、最初の両親をその犯罪の故に苦しめた罰からも自由であり続けるのである。

したがって、いかなる者も、婚姻した女だけが前述の〔神の〕判決あるいはさらに自然法によって男に服従させられたと考える程に、無分別であってはならない。婚姻は女を服従によって貶めるというよりはむしろ自由によって豊かにするからである。すべての女は婚姻すると仲間(socia)として受け入れられるのであって、決して女奴隷(ancilla)として受け入れられるのではない。アダムは自らの妻を友と呼びながら、自らの罪について語って、主に言ったのである。「あなたがわたしと共にいるようにしてくださった女が、木から取って与えたので、食べました」、と。(1)

それ故、次のように言うことができる。すなわち、婚約以前に女が男に奉仕していたとしても、女はその後男に結び付けられた時自らの状態を変え、以前は男の奴隷であったが、男の仲間(consors)になった、と。婚姻は、その締結後は女が婚姻の相手方である男の栄誉によって常に光り輝くという程に女を褒め称えるのである。例えば、哀れなエステルはアハシュエロス〔クセルクセス〕王の婚姻に引き渡されて、この世で最高の王妃となった。(2)同様にして、

王（rex）と婚姻したあらゆる女は王妃（regina）とされた。公（dux）と婚姻すれば公妃（ducissa）、伯（comes）と婚姻すれば伯妃（comitissa）であり、他のすべての地位についても同様である。ローマ法は、女はその夫の光線によって光り輝くと述べている。(3)

もし妻が仲間的（socialis）――それは、同胞的（civilis）と呼ばれる――服従以外の服従によってその夫の下に服していたとするならば、その地位の不平等さと卑しさは、ある種畏敬の念によって〔婚姻の〕床および夫との相互の抱擁(4)から彼女達を遠ざけることであろう。そのようなことは婚姻の秘蹟に決して合致するものではない。したがって、蛮民の間においてすら、高貴な男と婚姻した女がその後〔その夫に〕奉仕するといったことは書かれていないのである。父たる神もまた、もしその子の母親〔マリア〕が婚姻によってそれ以前よりも称えられなくなるとしたならば、彼女を婚姻に引き渡すということはしなかったであろう。

また、婚姻から自由であっても、女は男の権力から解放されているわけではない。何故なら、たとえ父の支配の下にとどまらないとしても、彼女が居住している祖国（patria）を至上の形で支配している者に対する服従を免れないからである。かくして、既婚の女だけが男に服従していると考えてはならない。

（1）『創世記』三、一二。
（2）『エステル記』二、五以下、参照。
（3）出典不明。
（4）著作集版の mistisque は、ランベス写本では mutuisque である。

第四四章　ここでは〔息子が〕神の判決は母親の意見と相違するということを示す。

さらに、女に対して下された神の判決は二重の意味を有しており、両刃の剣であった。と言うのは、それは前述の服従によって女を強制したのみならず、産みの苦しみによって女を増幅させられた苦難に引き渡したからである。この罰は既婚未婚を問わず、あらゆる女に区別なく降りかかった。そうだとすると、何故に神の判決のもう一方の部分が、この部分と同様にすべての女に拡大されてはならな

いのかという理由が理解されることはない。何故なら、もう一方の部分は条件付けられてもいなければ、修正されてもいないからである。そうではなく、最初の部分同様、紛れのない言葉によって無条件な形で提示されているからである。

そして、同一の原因が既婚女性と未婚女性を罪において等しくしたのであるから、あらゆる衡平に対する判定者である裁判官だけが、既婚女性と未婚女性を罰において等しくないものとして判決を下すということ、あるいは両親において罪を犯しただけである子供が、婚姻の秘蹟を通して、それによって刻印された両親の罪の故に、より強く苦しめられる[1]ということは、考えられないことである。何故なら、そのような裁判官の判決が、罪に結び付いたアダムに関して、そのように広がったということはなかったからである。すなわち、その判決は、アダムの息子達が、既婚であれ未婚であれ、区別なく労働と汗の同じ罰を受けるようにした。また実際、前述の判決は、すべての女性と和解不能の戦いを行なう蛇の子孫においても[2]、そのような区別の方法をとらなかったのである。

したがって、それ程の矛盾、あるいはより正しく言うならば不一致が、このような裁判官の判定に存在していたと述べること、あるいは少なくともそのように考えることは、恥に劣らない程無思慮なことである。さらに、神の判決は男を女のいかなる主人としたか、男の支配権がいかなるものであったか、また聖トマスが堕罪以前の時代に人間がもっていたと言う支配権とそれがどのように異なっているかを詳しく検討することが、今や適切である。

(1) 著作集版の cruciare は、ランベス写本では cruciari である。

(2) 『創世記』三、一五「お前〔蛇〕と女、お前の子孫と女の子孫の間に、わたしは敵意を置く」、参照。

第四五章　罪の故に男に与えられた支配権は、堕罪以前の時代に存在していた支配権とどのように異なっているか。

支配者とは、上で言われたように、語源的にはあたかも脅しを与える者として呼ばれている[1]。脅しとは、将来下される罰についての条件付判決 (conditionale judicium)[2] であり、脅しを与えられた者が命じられたことを行なわない

場合には、その者は自らに対してこのように定められた罰に服することになる。罰がなければ支配者に服従させられることはない。支配者に服従している者にとっては、恐れること、さらには違犯した場合に震え慄くことが、常に必要だからである。

聖アウグスティヌスは、『神の国』第一九巻において、[3]この種の支配権について次のように述べている。すなわち、人間は神の似姿に倣って創られた。それは、非理性的なものを支配するためであって、理性的なものを支配するためではなかった。何故なら、人間が人間を支配するということは罪の故に生じたからである、と。

そしてもし、このような現存している支配権[4]が罪から生じたのであれば、その場合には、何故に聖トマスは別の自然的支配権が存在すると、またそれが罪以前の時代に存在していたと言うのであろうか。[5]実際、支配権はあらゆる意味において、したがってまた本来の意味において言うならば、威厳と――罰し、したがってまた脅しをかける――権力とを含意する。そして人間は、罪以前にはこのような支配権を人間に対して有してはいなかった。聖アウグスティヌスが前述の箇所で語っているのは、この種の支配権についてである。何故なら、このような支配権は最初、罪の故に与えられた、すなわち、女の犯した罪の故に女に対する男の支配権という形で与えられたからである。

しかし、聖トマスが語っている支配権は、威厳は含意するものの、他方で言うことを聞かない服従者を罰する権力も、その者に対していかにしてであれ脅しをかける権力も備えていなかった。したがって、このような威厳は、本来の意味においても、いかなる意味においても支配権と呼ばれるには値しなかった。そうではなく、このような威厳は、ある用語法において支配権であった。と言うのは、このような威厳を有している男は名誉において女に優位し、また女を導く義務においても女に優位するからである。それは、義務（officium）を負う者として、奴隷ではなく自由人に優位し、自由人をその自由の恩恵あるいは共通善に向けて導くのと同様である。このような威厳を、[6]聖トマスは前述の〔『神学大全』第一部〕第九六問において支配権と呼んだ。[7]威厳において光り輝くだけで裁判権力は有していない、王や君公の息子達も支配者と呼ばれるのはこのためである。同様に、王妃達は、臣民を処罰する権力を有していなくとも女支配者（domina）と呼ばれるのである。

アリストテレスもまた、『政治学』の中でこのような用語法によって知恵において卓越した者を支配者と呼んでい

る。いわく、力は十分であるが知性を欠いている者が自然的に奴隷であるのが当然であるのと同じように、知性と勤勉さにおいて力のある者が支配者であるのが当然である、と。(8)

他方、我々は、必ずしも常に知恵のある者が当然に支配者であり、また知性を欠いている者が当然に奴隷であるとは理解していない。何故なら、聖アウグスティヌスは前述の著作において、奴隷について次のように述べているからである。「わたしたちは『奴隷』ということばを、義しい人であるノアがこのことばで自分の息子の罪を罰するまでは、聖書のどこにも見いださない」、と。(9) しかし、奴隷という語の起源は維持することに由来する（a servando）と言われている。何故なら、戦争の法によって殺害されうる者達は、維持されていた間、奴隷と呼ばれたからである。

したがって、アリストテレスが知性を欠いた者を奴隷と呼び、知恵において卓越した者を支配者と呼んだのは本来の意味においてではなく、ある種の用語法においてなのである。聖トマスも同じように、ある種のやり方で、すなわち威厳と義務において臣民を導き、臣民に助言を与える――影響力によって下位の天使を導くだけの天使の階層における支配もそのようなものである――者が支配者であるが故に、このような義務を支配権と呼んだのである。このことは、前述の〔『神学大全』第一部第九六〕問と前述の『君公統治論』第二巻において明らかである。後者において、聖トマスは次のように述べている。すなわち、罪以前の支配権は政治権力に基く支配権であって、したがって隷属を伴わず、卓越と服従があっただけである、と。(10)

したがって、そのような支配権は先の論考において述べられた、かの第一義務であった。(11) 主は、男を創造し、この者がこの世のあらゆる被造物に対して第一人者であることを望んだ時、それをこの男に与えた。その時、この第一義務はいかなる罰や脅しも伴わないものであった。他方、今や常に、以前とは異なって、女に対する特別な第一義務が存在している。と言うのは、それは今や女に対して脅しと、場合によっては罰を与えるからである。それ故、第一義務は今や本来の意味において女に対して支配権の名を獲得したことになる。

（1）前出、第四二章、参照。

（2）ランベス写本では conditionalis judicium であるが、誤記と思われる。著作集版のように conditionale judicium と読んでおく。

（3）『神の国』第一九巻第一五章（岩波文庫版（五）、七一頁以下）、参照。なお、著作集版には章を示すcapitulo の語が数字なしに省略形で書かれているが、この語はランベス写本には存在しない。

（4）ランベス写本では dominium quid est であるが、誤記と思われる。著作集版のように dominium quod est と読んでおく。

（5）前出、第四二章、参照。

（6）著作集版の quale はランベス写本では qualem である。

（7）前出、第四二章、参照。

（8）第一部第三四章および同註(11)、参照。

（9）『神の国』第一九巻第一五章（岩波文庫版（五）、七二頁）。

（10）『君公統治論』第二巻第九章（Blythe, *op.cit.*, p.124）。

（11）第一部第三四章、参照。

第四六章　女は、何らかの支配の種類において男に従う限り、男に服従する。

女に対するものとして主によって男に与えられた支配権の後、別の支配権が人間によって立てられた。それは、人間が両性の人間を支配するものである。この支配権は、政治権力に基く支配権（dominium politicum）と呼ばれる。それは、罪以前にあらゆる罰を知らなかった件の支配権ではなく、服従している者に対して誰であれ違犯した場合に罰を生じさせるような別の支配権である。この支配権は、この上なく不品行なカインの時代に、カインによって立てられた都市エノクに最初入り込んだ。[1] それ故、政治権力に基く支配権というだけでなく、都市的支配権（dominium civile）とも呼ばれた。

その後、洪水の後、巨人ニムロドが人間に対する権力を奪い、そこから人間の間で諸々の戦争が始まった時、征服者が被制服者を隷属に貶める専主政的支配権（dominium despoticum）が開始した。[2] その後、聖アウグスティヌスが述べているように、最初に王の名によって呼ばれたベルスの息子ニヌスの時代に、王権に基く支配権（dominium regale）と呼ばれる第三の支配権が出現した。[3] そして、その後長い時間が経過して、ユリウス・カエサルの時代に、以後命令的支配権（dominium imperiale）と呼ばれるローマ人達の最高の支配権が生まれた。聖トマスは、前述のその著作『君公統治論』において、この支配権を政治権力に基き、同時に王権に基くものであると主張した。[4]

また、それ以外の様々な名称で呼ばれているその他の支配権、例えば、アリストテレスが貴族政、寡頭政、民主政と呼んだ支配権[5]、さらにその他の多くの支配権が、人間の諸制度によって様々な時代と様々な場所において齎された。それら支配権のすべては、性あるいは境遇に関わりなく、男も女も、未婚女性も既婚女性も、その支配に服従させた。それ故、女達は、エバがアダムに服したように、夫に服しただけでなく、自らがその裁判権と領域に属している、夫以外の男達にも服したのである。このことによって、既婚女性がその夫の支配権を避けることができたわけではない。他方、かくも大量に増えた他の支配権と区別すべく、古人は、夫の妻に対する支配権を家政的（yconomicus）、仲間的（socialis）、都市的（civilis）支配権と名付けた。何故なら、金銭同様、果実や所有されているあらゆるものを管理している者は家政管理人（yconomicus）であり、夫は夫婦が所有しているあらゆるものを管理するからである。

しかして、都市的という語は都市に由来しているが、それは、壁によって囲まれた都市ではなく、聖アウグスティヌスが『神の国』第一巻において次のように定義している都市である。すなわち、「都市とは何らかの仲間的絆によって結び合わされた人間の集まりである。有形的な都市は、このような都市からその名の起源を由来させている」、と。[6]都市的支配権についても同様であって、都市的支配権はあたかも仲間的支配権と言われている。それは、誰であれ夫がその妻に対して有しているような支配権である。上述のごとく、妻は夫に仲間として結び付けられているのであって、女奴隷としてではない。[7]最初の男の胸（latus）からその妻が造られたのであり、[8]その結果、この妻は夫の側の存在（collateralis）であり、仲間なのである。[9]すべての妻は、このような支配権の下でその夫に服従させられている。妻と夫は〔共に〕他の支配権の下で他の男に服しているのではあるが。

しかし、未婚の女はこの種の家政的支配権に服することはできない。他方、未婚の女は、いかなる支配権からも自由であるということもできない。何故なら、すべての女は、男の権力下で生きるよう命じられているからであり、その男が彼女の支配者として立てられているからである。主は、最初の母親に対して判決の形で述べたすべてのことを、彼女に対してのみならず、すべての女性に対してもまた述べた。それ故、いかなる女もエバに対して命じられた罰を免れることはできない。それはちょうど、いかなる男もアダムに対して下された罰を避けることができないのと同じで

ある。かくして、あらゆる女は、エバがそのように服従させられていると判決を下されている以上、エバ同様、男の支配権の下にあると判決を下されているのである。

　他方、女は誰でも、あらゆる男の権力下で生きるよう命じられているわけではない。また、エバ以後いかなる女も、神の判決によって特定の男の権力に限定的に（diffinite）委ねられたわけでもない。何故なら、主はすべての女に対して「お前は男の権力下にあるべし」と言ったのであって、[10]「お前はあらゆる男の権力下にあるべし」とは言わなかったし、また「お前は夫の権力下にあるべし」とも言わなかったからである。[11]後者の場合には、主は既婚の女だけを服従させたことになる。そうではなく、主は限定することなく（indiffinite）「お前は男の権力下にあるべし」と言った。したがって、もし女が誰か男の権力下に置かれるならば、その女はかの判決の結果を避けることはない。何故なら、限定されない命題は、それが仮に一つの事柄において真実であるならば、真実だからである。

　このようにしてまた、女は神の判決によって支配の何らかの種類に服従させられるのではなく、家政的支配権、政治的支配権、王権に基づく支配権あるいは他の何らかの支配権によって支配している男に女が服従させられるのであれば、この女はその男の権力下で生き、その男の支配権に服従させられるのである。

　そうだとすると、いかなる女も、たとえ未婚であって、父親による支配に対する恐怖を免れておらず、男との床入りに適していないとしても、男の支配権から解放されていると考えるようなことがあってはならない。何故なら、かの「お前は男を求め、彼はお前を支配する」というエバに対して下された、罰に関する主の判決は、既婚であろうが未婚であろうが区別することなく、[12]無条件にまさしくすべての女を含んでいるからである。

　他方、男に対する女の服従について聖書が語っているすべてのことが、すべての女性に関係しているわけではない。と言うのは、多くは、妻が夫に対して負っている服従についてだけ語っているからである。例えば、『ペトロの手紙一』第三章の「妻たちよ、自分の夫に従いなさい」[13]、また同所の「その昔、〔神に望みを託した〕聖なる婦人たちも、このように装って自分の夫に従いました。たとえばサラは、アブラハムを主人と呼んで、彼に服従しました。あなたがたも、善を行い、〔また何事も恐れないなら〕サラの娘となるのです」[14]がそうである。

　しかし、このことをはっきりと区別しているのは、「こ

の〔神の〕似姿」で始まる〔『グラーティアーヌス教令集』第二部〕第三三事例第五設問の、かのカノン法である。そこでは最後に次のように述べられている。「いかにして、女が男に服従したものであり、妻がほとんど家内奉公人(famula)であることを法が望んだかが、ここから十分明らかである」、と。[15] 見よ、カノン法はすべての女について語る時、すべての女が男に服していると述べ、しかし妻だけがほとんど家内奉公人として服従させられることを望んだのである。

この上なく正しき裁判官よ、私の考えるところでは、今や私がこれ以上私の母親による反論のためにあなたの賢慮を煩わすのは有益ではない。また、時は、私が母親の伯父の反論に目を向けるよう要求している。それ故、私は今やできる限りそれに答えるよう試みよう。願わくば、それらにおいて、以上のことにおけるよりもより多くの難問を見出すことがなからんことを。

(1) カインとその王国エノクについては、第一部第九章、参照。

(2) ニムロドについては、第一部第七章、参照。

(3) 『神の国』第一六巻第一七章（岩波文庫版（四）、一八〇頁）および第一八巻第二一章（同四〇三頁）、参照。なお、ベルスとニヌスについては、第一部第八章も参照。

(4) 編者によれば、出典は『君公統治論』第一巻第一章とされているが（*The Works*, p.352）、同所にはそのような記述は見当たらない。

(5) 『政治学』第三巻第七章（全集版、一〇七―一〇八頁）、参照。

(6) 出典不明。『神の国』第一巻には引用されているような記述は存在しない。

(7) 前出、第四三章、参照。

(8) 『創世記』二、二二「そして、人から抜き取ったあばら骨（costa）で女を造り上げられた」、参照。

(9) 編者はここで、一二八六年に成立したドミニコ会士ヨハンネス・ヤヌエンシス（Johannes Januensis）編の事典『カトリコン』（*Catolicon*）中に「女」（Mulier）について以下のような説明があることを指摘している。「ここで、何故に女が男のあばら骨から造られたかが問題となりうる。この点については、『命題集』（*Sententia*）第二巻で次のように言われていることが指摘されるべきである。『男の胸から女が造られた理由は、愛を共有するもの（consortium dilectionis）として造られたことが示されるためである。もし頭から造られたとすると、男に対して女支配者であることが示されるように思われ、また足から造られたとすると男に仕えるために服従させられるように思われるが、そ

のようなことがないようにするためである。女は男に対して、女支配者でも女奴隷でもなく、仲間として生み出されたので、頭からあるいは足から造られるべきではなかったのである』」（*The Works*, p.370）。

(10)『創世記』三、一六。新共同訳では、「お前は男を求め」と訳されている。

(11) ランベス写本では、この部分は欄外に書かれて、挿入されている。

(12) 著作集版の indisticte は、ランベス写本では indistincte である。

(13)『ペトロの手紙　一』三、一。

(14) 同三、五―六。

(15) C.33, q.5, cc.13-14（アウグスティヌス）。フリードベルグ版では、「この〔神の〕似姿」で始まる法文は第一三法文、これに続く「いかにして」以下の引用部分は第一四法文とされている。

ここでは〔王の〕孫が、王の弟の主張に対して再反論する。(1)

第四七章　〔王の〕孫は最初、外国の王達の法を問題にしない。

私の大叔父、すなわち祖父の弟は自ら長大で抜け目のない議論によって論陣を張ったのであるが、私の継承の権原にとって妨げとなりうるものとしては二つのことを立証したにすぎないように思われる。

第一に彼は、承継の権原によって誰かのところに到達しうる相続財産はすべて段々と継続的にその者のところに下っていかなければならず、いかなる継承の段も飛び越えたり外したりすることはできないということを主張した。しかも彼は、これらのことを自然の流れから発した理由によって、少なからざる議論によって立証しようと試みた。(2)

彼が導いた第二の点は次のことであった。すなわち、フランス王国においてもイングランド王国においても同様に、何らかの所有物が、ある者に対して、その者およびその者の男子直系相続人によって保有されるべく贈与されるのであれば、その所有物は被贈与者の娘の子である孫に下るこ

とが当該王国の法によって禁止されているということである。[3]

しかし、この第二の点は、我々の争いにとっていかにして資することができるであろうか。と言うのは、我々は自然法の判決に関して争っているのであり、それのみが我々の争いを鎮めることができるからである。しかして、フランス法もイングランド法もその地域の境を越えることはなく、[4]したがって上位のものを知らない王国をめぐって争っている我々の援けとなることはできないからである。その王国は外部の権力にも外部の法にも服していないのである。したがって、この点に対して私が多くの議論によって反駁することは賢明とは言えない。そうではなく、それはむしろ無駄と言われるべきである。

かくして、彼の主張のすべての効果は、彼が最初に主張したことに反論することだけを要求していることになる。したがって私は、残りのことは別として、それを論破するために、以下のごとく話を進める。

（1）　王の孫は、第四一章から前章までにおいて母親に対する再反論を行なった。本章と次章では王の弟に対する再反論が展開される。

（2）　前出、第三四―三六章、参照。

（3）　前出、第三八章、参照。

（4）　ランベス写本ではexulantであるが、誤記と思われる。著作集版にしたがってexultantと読んでおく。

第四八章　ここでは〔王の〕孫が、大叔父の反論に対してローマ法を引き合いに出す。

ローマ法は、未成年者の後見を、父系であれ母系であれ、その最近親血縁者に委ねている。[1]他方ローマ法は、未成年の子の母親と祖母以外には、女に後見を委ねてはいない。しかしもし、父方あるいは母方の叔母の息子が被後見人の最近親の男子血縁者であって、後見人の地位から排除されなければならないような欠格事由に該当しないのであれば、その場合にはローマ法は、父方あるいは母方の叔母の存命中、被後見人の後見をその息子自身に委ねる。その理由は、当該息子が当該未成年の子に結び付いている最近親血縁者であるということによる。その際、当該息子がそのような最近親血縁者であるということを、その存命中の母親に由

来させているということは妨げとはならない。

このことは、第九『集録』(Collatio) の「正統な後見について云々」という表題において[2]一層明らかにされている。そこではとりわけ次のように書かれているからである。すなわち、「我々は、次のことを定める。すなわち、誰でも、一人であれ他人[3]と共にであれ、相続財産に呼ばれる順序と秩序にしたがって、後見の役割を[4]引き受ける、と。これについて、父方血縁者と母方血縁者の権利に関していかなる区別も用いられてはならない。そうではなくて、男子あるいは女子の子から下って未成年者に結び付いているすべての者が等しく後見に呼ばれるべきである」、と。また少し後に〔次のように書かれている〕。「さらに我々は、母親あるいは祖母でなければ、後見の義務が女に渡ることを禁止する」、と。

したがって、被後見人の父方あるいは母方の叔母の息子が、後見を引き受けることのできない母親のために、母親の存命中といえども後見人となることを認められなければならない以上、死去した王の娘の子である孫が、母親が所有することのできない王国を、母親を介して自らを祖父に結び付けている最近親という理由によって、その母親の存命中といえども所有することのできない理由を、前述のローマ法は残していないのである。

たとえ皇帝は我々の問題を解決すべき法を制定する権威を有しているとは決して考えられないとしても、しかしなお、皇帝によって制定された法は我々の事例においてどのような判決が下されるべきかを明らかにしている。ローマ法が自然法の衡平に反して何かを決定したり、確立したりしない限り。

(1) この点については、『イングランド法の礼賛について』第四四章（前掲『法学』第五四巻第一号、一四八―一四九頁）も参照。

(2) ここでの典拠について、ランベス写本も著作集版も in Titulo De Legittima Tutelae et cet, Collatione nona と表記している。これについて、編者は「出典は、正しくは『新勅法』(Novellae) 第一一八巻第五章である」と指摘すると共に（*The Works*, p.352)、以下のような註をつけている。「これは、『新勅法集録』(Authenticum) への言及である。『新勅法集録』は、ユースティーニアーヌスの『新勅法』のラテン語版（古い粗野な直訳）に与えられた名称である。『デュ・カンジュ』によれば、それはギリシア語の原典自体から文字通りに翻訳されたものである。このラテン語版は、一一四〇年頃皇帝フリードリッヒ一世の治

世下に無名の註釈者によって九編からなる『集録』に再構成されたが、その際、時代についても主題についても順序が守られなかったようである」(*ibid.*, p.370)、と。編者はまた「『正統な後見について云々』は『勅法集成』(Codex) 第五巻第三〇章の表題であり、フォーテスキューが引用している法文はそこにはない。引用箇所は『新勅法集録』の第九『集録』第一表題『無遺言相続の相続人について云々』(De haeredibus ab intestate venientibus et cet.) である」と付言している (*ibid.*, p. 371)。要するに、フォーテスキューが引用した第九『集録』の該当箇所は『新勅法集録』を通して『新勅法』第一一八巻第五章に由来するものであるが、その表題は「正統な後見について云々」ではなく、「無遺言相続の相続人について云々」であるというのが編者の指摘である。しかし、第九『集録』自体の第一表題第五章には「正統な後見について云々」という表題がつけられており (Authenticorum Collatio Nona, Titulus I, caput V, in *Corpus Iuris Civilis Iustiniani cum Commentariis Accursii, Studio et Opera Ioannis Fehi*, Lugduni, 1627, Tomus Quintus, cols. 518-519)、フォーテスキューの出典指示が誤っている訳ではない。いずれにしても、フォーテスキューによる『新勅法』の利用は『集録』の形をとっている。後出、第五三章、註(12)も参照。

(3)　著作集版の solum はランベス写本では solus である。

(4)　ランベス写本も著作集版も defunctionem であるが、『新勅法』では functionem である。

(未完)